

四日市市告示第66号

四日市市経営体育成支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月7日

四日市市長 田中 俊行

四日市市経営体育成支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市経営体育成支援事業費補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第315号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、平成 <u>31</u> 年3月31日 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、平成 <u>28</u> 年3月31日 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部農水振興課）